

---

## 第 2 期

# 坂祝町障がい者総合支援プラン

---



令和 6 年 3 月

坂祝町



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 法令等改正の動き.....	2
3 計画の性格等.....	3
<b>第2章 障がい者等の現状</b> .....	<b>5</b>
1 坂祝町の障がい者を取り巻く現状.....	5
2 障害福祉サービスの利用状況.....	9
3 地域生活支援事業の利用状況.....	12
4 アンケート調査結果.....	14
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>20</b>
1 基本理念.....	20
2 施策体系図.....	21
<b>第4章 障がい者計画</b> .....	<b>22</b>
基本目標1 地域で暮らしていくために.....	22
基本目標2 生活しやすいまちづくり.....	26
基本目標3 子どもの可能性を伸ばすために.....	28
基本目標4 いきいきと活動するために.....	30
基本目標5 障がいの特性に合わせた健康づくり.....	32
<b>第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画</b> .....	<b>33</b>
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の基本的な考え方.....	33
2 成果目標の設定.....	35
3 障害福祉サービスの見込量及び確保方策.....	38
4 地域生活支援事業の見込量及び確保方策.....	42
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	<b>46</b>
1 計画の進捗体制.....	46
2 計画の進捗管理.....	47
<b>資料編</b> .....	<b>48</b>
1 用語説明.....	48



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、さまざまな障がい者制度改革が進められ、平成25年12月に国会において、国内法が「障害者権利条約」の求める水準に達したと承認され、平成26年に批准書が国連に提出されました。その後も、障がい者の福祉向上に向け、さまざまな施策の見直しや制度の検討が継続的に行われています。

平成25年には、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」に改正されました。障がい者が地域社会において日常生活または社会生活を営むための支援を受けることができ、どこで誰と生活するのかわることができる機会が確保されました。そして、地域社会での共生や日常生活または社会生活における障壁を除去するための施策を、総合的かつ計画的に推進することとしています。

障がい児への施策については、平成28年の「児童福祉法」の改正により、「障害児福祉計画」の策定が市町村に義務付けられ、障がい児の支援のニーズの多様化に対応するための支援の充実を図ることとしています。

それ以降も、国において各種の法整備が進み、障がい者の文化・芸術活動の推進や視覚障がい者の読書環境の整備、医療的ケア児及びその家族への支援の充実・強化、障がい者による情報の取得・意思疎通に係る施策の推進等、障がい者を取り巻く生活環境が改善されてきています。

このような状況を踏まえながら、坂祝町（以下、「本町」とする。）では、「障害者基本法」の目的である「障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」を実現するため、令和3年度に障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を統合した「坂祝町障がい者総合支援プラン」（以下、「前回計画」とする。）を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

このたび、前回計画が令和5年度をもって計画期間を終了することから、これまでの障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の実施状況の見直しと、障がい福祉サービス等の一層の推進を目的に「第2期坂祝町障がい者総合支援プラン」（以下、「本計画」とする。）を策定します。

## 2 法令等改正の動き

年	法・制度・動向	ポイント
H23	[改正]障害者基本法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的規定及び障がい者の定義の見直し</li> <li>・ 地域社会における共生</li> <li>・ 差別の禁止</li> </ul>
H24	[改正]障害者自立支援法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹相談支援センターの設置や計画相談支援の必須化が盛り込まれるなど、相談支援体制の強化</li> </ul>
	[改正]児童福祉法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい児施設の再編</li> <li>・ 放課後等デイサービス等の創設</li> </ul>
	障害者虐待防止法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待を発見した者に通報の義務付け</li> <li>・ 虐待防止等の具体的スキームの制定</li> <li>・ 障がい者権利擁護センター、障がい者虐待防止センター設置の義務付け</li> </ul>
H25	障害者総合支援法施行 (障害者自立支援法の改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本理念の制定</li> <li>・ 障がい者の範囲見直し(難病等を追加)</li> <li>・ 支給決定のあり方は法施行後3年を目途に見直す</li> </ul>
	障害者雇用率引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業2.0%、国、地方公共団体等2.3%、都道府県等教育委員会2.2%へ</li> </ul>
H27	難病法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費助成の対象となる難病の範囲を拡大(順次拡大)</li> </ul>
H28	障害者差別解消法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止</li> </ul>
	[改正]障害者雇用促進法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える</li> <li>・ 障害者権利条約の批准に合わせた障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務化</li> </ul>
	[改正]障害者総合支援法及び児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者が望む地域生活の支援</li> <li>・ 障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応</li> <li>・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</li> </ul>
H30	障害者文化芸術推進法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進</li> <li>・ 地方公共団体に計画策定が努力義務化</li> </ul>
	ユニバーサル社会実現推進法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進</li> </ul>
R1	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進</li> </ul>
R3	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や地方自治体が医療的ケア児及びその家族の支援を行う責務を明記</li> </ul>
R4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する</li> </ul>
	障害者総合支援法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等の地域生活や就労の支援の充実や、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの整備の推進</li> </ul>

### 3 計画の性格等

#### (1) 計画の法的根拠

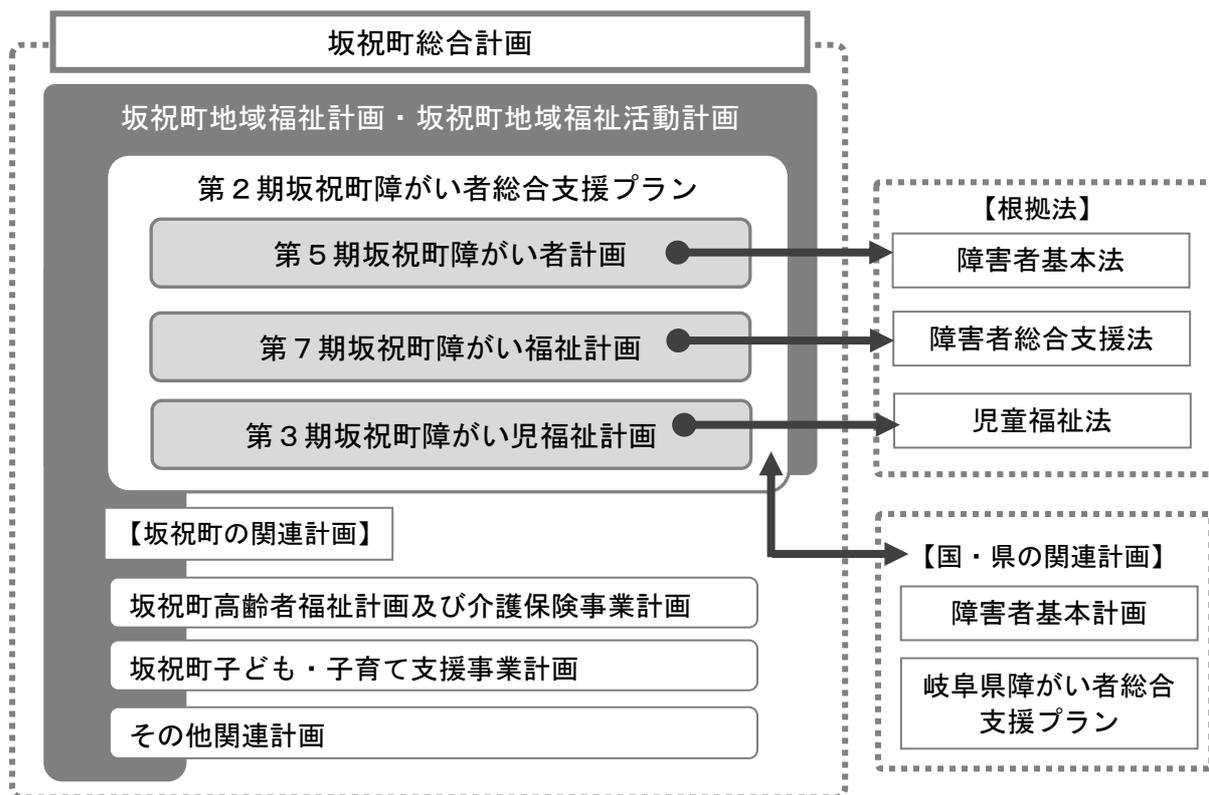
本計画は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条第 20 項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定する計画です。

#### (2) 他計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「坂祝町総合計画」や福祉分野の上位計画である「坂祝町地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合を図ります。

また、「坂祝町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」や「坂祝町子ども・子育て支援事業計画」など関連分野の計画との整合性を図ります。

#### ■他計画との関係性



### (3) 計画の期間

計画の期間は「第5期坂祝町障がい者計画」は令和6年度から令和11年度の6年間、「第7期坂祝町障がい福祉計画」及び「第3期坂祝町障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。ただし、国の障がい者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
坂祝町第7次総合計画（令和3～12年度）								
坂祝町地域福祉計画 （令和2～6年度）				次期計画				
坂祝町障がい者総合支援プラン （令和3～5年度） 第4期坂祝町障がい者計画 第6期坂祝町障がい福祉計画 第2期坂祝町障がい児福祉計画			第2期坂祝町障がい者総合支援プラン （令和6～11年度） 第5期坂祝町障がい者計画 第7期坂祝町障がい福祉計画 第3期坂祝町障がい児福祉計画 第8期坂祝町障がい福祉計画 第4期坂祝町障がい児福祉計画					

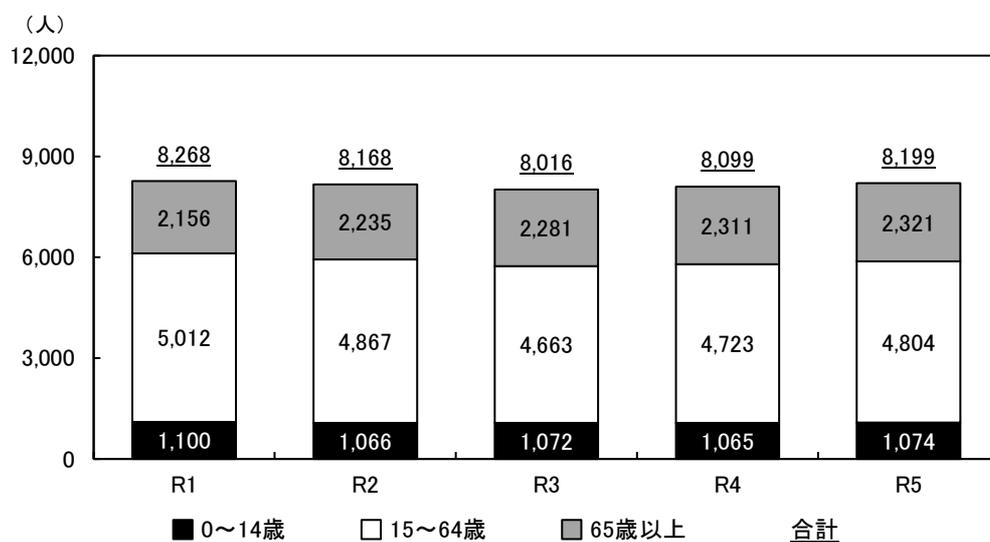
## 第2章 障がい者等の現状

### 1 坂祝町の障がい者を取り巻く現状

#### (1) 人口の状況

総人口はほぼ横ばい状態で推移しており、令和5年で8,199人となっています。年齢3区分別人口で見ると、0～14歳、15～64歳、65歳以上ともにほぼ横ばいの状態となっています。

#### ■人口の推移

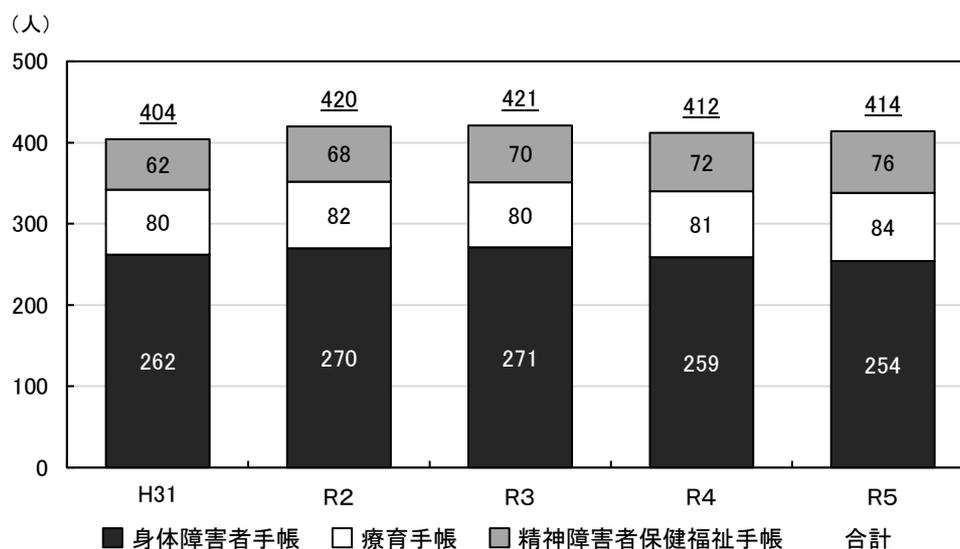


資料：坂祝町窓口税務課  
※各年9月末現在

## (2) 障がい者の状況

本町の障害者手帳所持者数の推移をみると、400人台で推移しており、令和5年で身体障害者手帳所持者が254人、療育手帳所持者が84人、精神障害者保健福祉手帳が76人の合計414人となっています。

### ■障害者手帳所持者数の推移

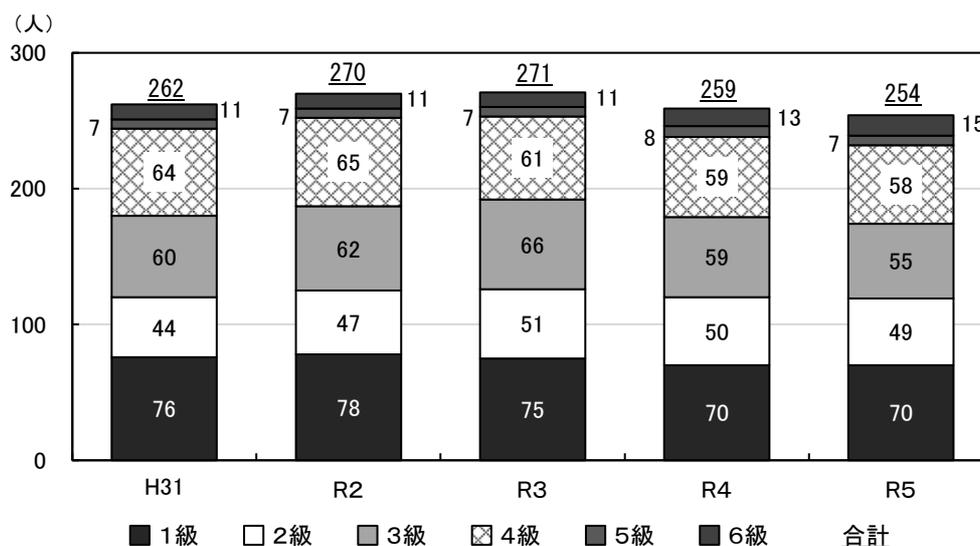


資料：坂祝町福祉課

※各年3月末現在

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、減少傾向となっており、令和5年で254人となっています。身体障害者手帳所持者を等級別にみると、1級が70人と最も多くなっています。

### ■障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移

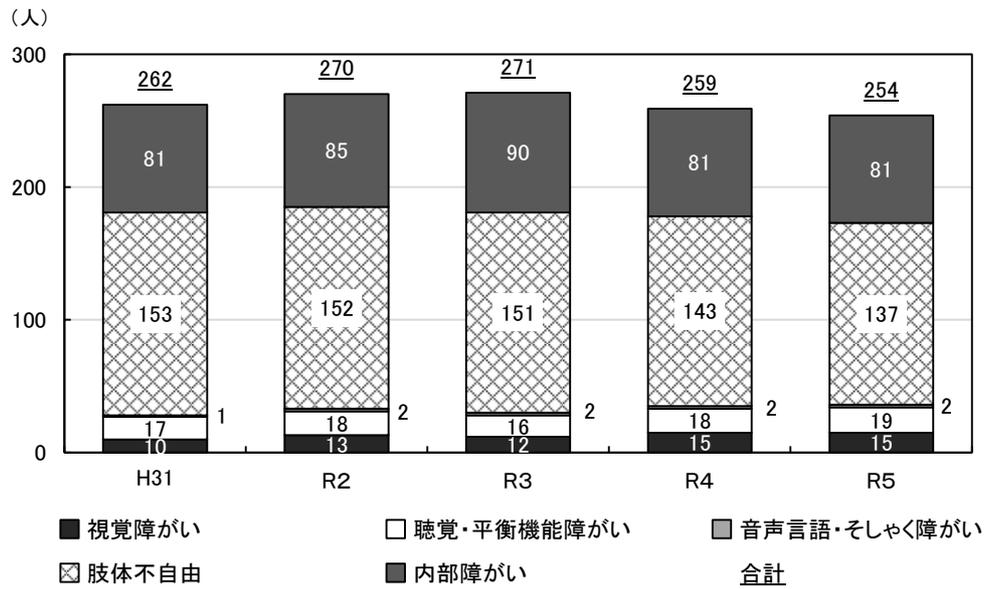


資料：坂祝町福祉課

※各年3月末現在

身体障害者手帳所持者数の推移を障がい種別にみると、いずれの年も肢体不自由が多くなっています。

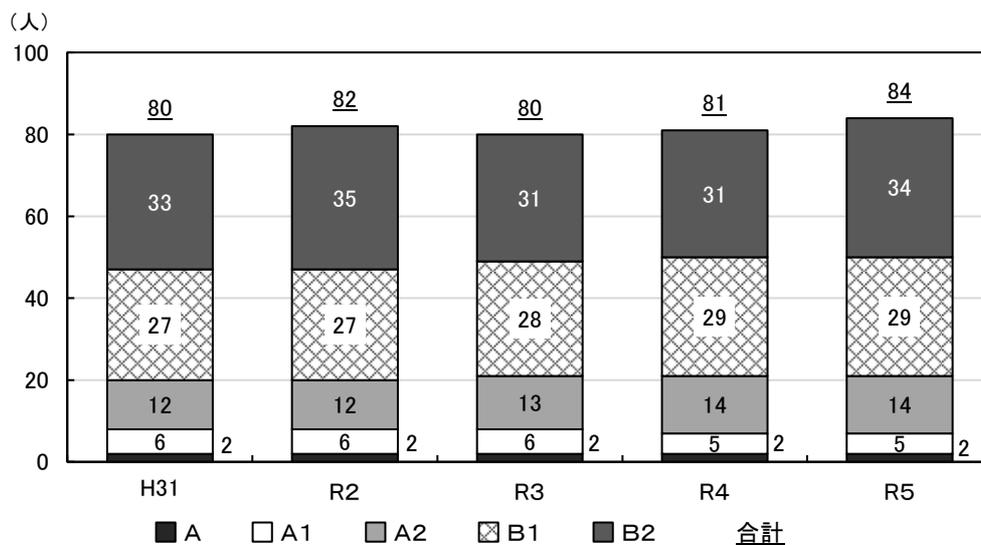
■障がい種別別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：坂祝町福祉課  
※各年3月末現在

療育手帳所持者数の推移をみると、80人台で推移しており、令和5年で84人となっています。判定区分別療育手帳所持者数の推移をみると、B2が最も多くなっています。

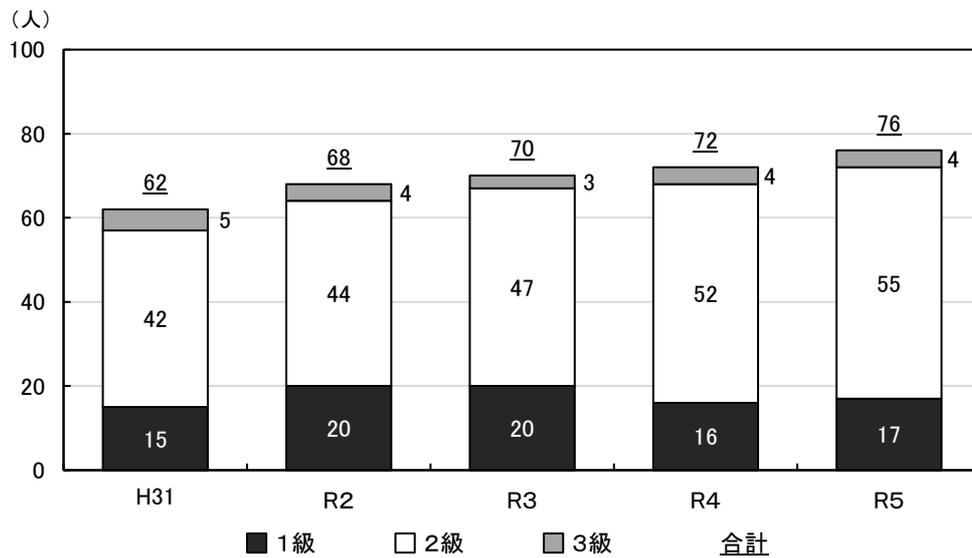
■判定区分別療育手帳所持者数の推移



資料：坂祝町福祉課  
※各年3月末現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、増加傾向となっており、令和5年で76人となっています。障害等級別にみると、2級が55人と最も多くなっています。

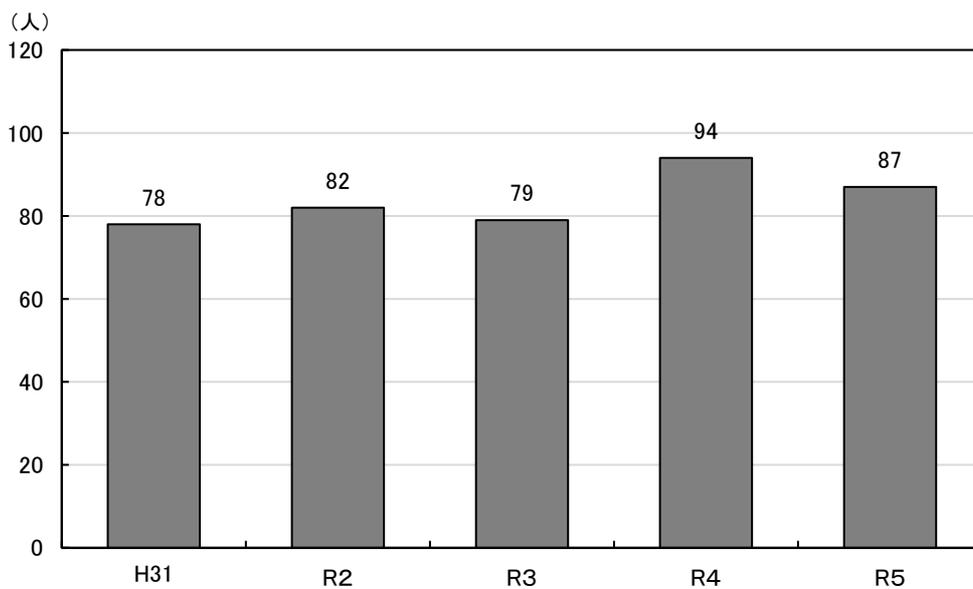
■障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：坂祝町福祉課  
※各年3月末現在

自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移をみると、令和4年に94人と最も多く、令和5年で87人となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：坂祝町福祉課  
※各年3月末現在

## 2 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの利用状況において、「第5期坂祝町障がい福祉計画」及び「第1期坂祝町障がい児福祉計画」の最終年度である令和2年度と比較した「第6期坂祝町障がい福祉計画」及び「第2期坂祝町障がい児福祉計画」の令和3年度、令和4年度の動向を示しています。

### (1) 訪問系サービスの利用状況

訪問系サービスの利用状況について、居宅介護で利用人数が増加しています。

サービス名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	人/月	5	5	6	7
	時間/月	34	33	37	46
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0
同行援護	人/月	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0
行動援護	人/月	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0

## (2) 日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスの利用状況について、就労継続支援（A型）、短期入所（福祉型・医療型）で利用人数が増加しています。一方で、宿泊型自立支援で利用人数が減少しています。

サービス名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活介護	人/月	15	17	19	17
	人日/月	322	371	383	336
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	1	1	0	0
	人日/月	22	16	0	0
宿泊型自立支援	人/月	1	2	0	0
	人日/月	30	62	0	0
就労移行支援	人/月	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	人/月	14	16	18	17
	人日/月	274	316	384	331
就労継続支援(B型)	人/月	6	8	8	9
	人日/月	103	120	102	121
就労定着支援	人/月	0	0	0	0
療養介護	人/月	0	0	0	0
短期入所 (福祉型・医療型)	人/月	1	3	5	5
	人日/月	4	21	29	35

## (3) 居住系サービスの利用状況

居住系サービスの利用状況について、共同生活援助（グループホーム）で利用人数が増加しています。

サービス名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	9	8	10	10
施設入所施設	人/月	9	9	9	9

#### (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の利用状況

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の利用状況について、計画相談支援で利用人数が減少しています。

サービス名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画相談支援	人/月	6	14	13	13
地域移行支援	人/月	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0

#### (5) 障害児通所支援の利用状況

障害児通所支援の利用状況について、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援で利用人数が増加しています。

サービス名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	人/月	2	2	3	4
	人日/月	22	29	24	34
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	8	7	10	10
	人日/月	46	72	120	127
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	0	2	4	4

### 3 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の利用状況において、「第5期坂祝町障がい福祉計画」及び「第1期坂祝町障がい児福祉計画」の最終年度である令和2年度と比較した「第6期坂祝町障がい福祉計画」及び「第2期坂祝町障がい児福祉計画」の令和3年度、令和4年度の動向を示しています。

#### (1) 相談支援事業の利用状況

サービス名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者相談支援事業	箇所	7	7	7	7
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1
基幹相談支援センター等	箇所	1	1	1	1

#### (2) コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）の利用状況

コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）の利用回数は増加しています。

サービス名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）	利用回数	5	1	24	20

#### (3) 日常生活用具給付事業の利用状況

日常生活用具給付事業の利用状況について、在宅療養等支援用具で増加しています。一方で、自立生活支援用具で減少しています。

サービス名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護・訓練支援用具	件	0	3	4	1
自立生活支援用具	件	2	4	2	0
在宅療養等支援用具	件	0	3	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	0	1	1	0
排せつ管理支援用具	件	101	41	41	48
住宅改修費	件	0	2	1	0

#### (4) 移動支援事業の利用状況

移動支援事業の利用人数は減少しています。

サービス名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
移動支援	人／年	2	2	1	0
	時間／年	125	46	14	0

(5) 地域活動支援センター事業の利用状況

サービス名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域活動支援センター	箇所	3	3	3	3

(6) 訪問入浴サービス事業の利用状況

サービス名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問入浴サービス	人/月	0	0	0	0
	日/月	0	0	0	0

(7) 日中一時支援事業事業の利用状況

日中一時支援事業の利用人数は減少しています。

サービス名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日中一時支援事業	人/月	4	4	2	1
	回数/年	385	317	183	66

(8) 宿泊型生活訓練事業の利用状況

サービス名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宿泊型生活訓練	人/月	1	1	1	1
	回/年	24	120	120	120

(9) 障害者デイサービス事業の利用状況

サービス名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者デイサービス	人/月	4	4	6	3
	時間/年	1,489	5,977	8,196	2,642

## 4 アンケート調査結果

### (1) 調査目的

本計画の策定にあたって、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意向などを把握する目的で実施したものです。

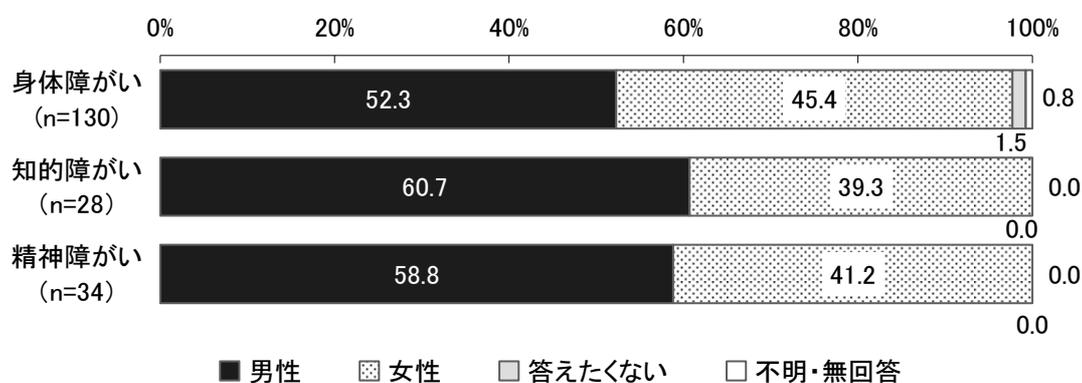
### (2) 調査概要

区分	障害者手帳所持者実態調査
対象	町内在住の障害者手帳所持者
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年7月10日～7月28日
配布数(A)	443件
回収件数(B)	209件
回収率(B/A)	47.2%

### (3) 回答者の属性

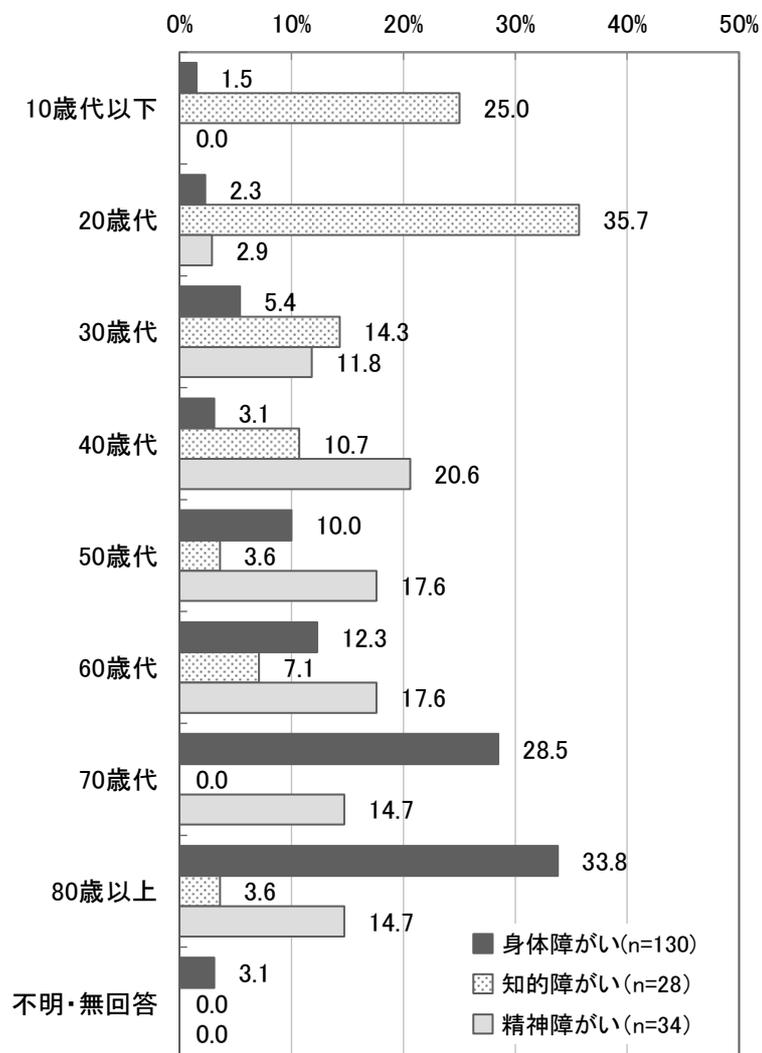
#### ①性別

身体障がい「男性」が52.3%、「女性」が45.4%、知的障がい「男性」が60.7%、「女性」が39.3%、精神障がい「男性」が58.8%、「女性」が41.2%となっています。



## ②年齢

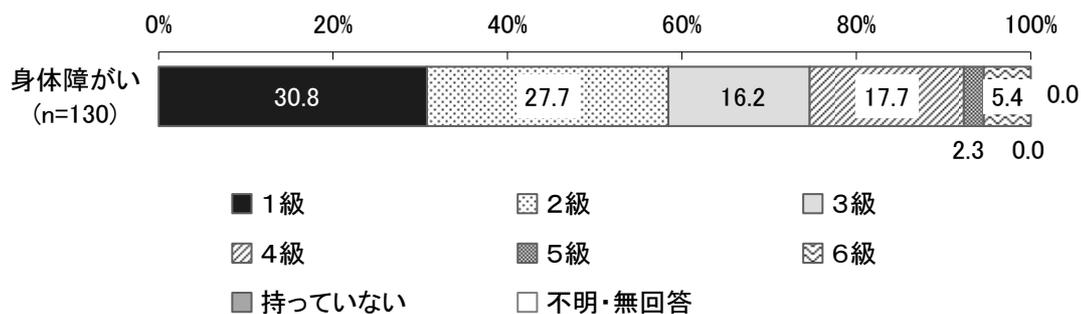
身体障がい「80歳以上」が33.8%、知的障がい「20歳代」が35.7%、精神障がい「40歳代」が20.6%と、それぞれ最も高くなっています。



## ③所持している手帳

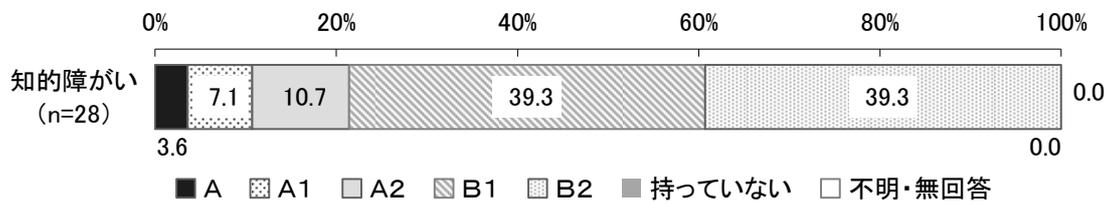
身体障害者手帳では「1級」が30.8%と最も高く、次いで「2級」が27.7%、「4級」が17.7%となっています。

### ■身体障害者手帳所持者数



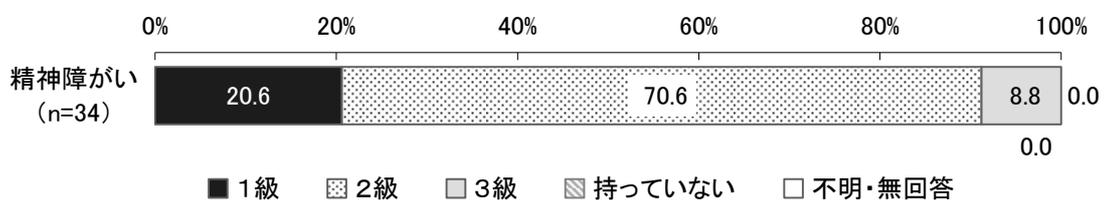
療育手帳では「B1」「B2」が39.3%と最も高く、次いで「A2」が10.7%、「A1」が7.1%となっています。

■療育手帳所持者数



精神障害者保健福祉手帳では「1級」が20.6%、「2級」が70.6%、「3級」が8.8%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数



(4) 主な調査結果

①障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先

身体障がいで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が34.6%、知的障がいで「家族や親せき、友人・知人」が35.7%、精神障がいで「かかりつけ医や看護師」が26.5%と、それぞれ最も高くなっています。精神障がいで、「かかりつけ医や看護師」「サービス事業者の人や施設職員」など専門職員が情報入手の窓口となっています。

	身体障がい(n=130)	知的障がい(n=28)	精神障がい(n=34)
第1位	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース (34.6%)	家族や親せき、友人・知人 (35.7%)	かかりつけ医や看護師 (26.5%)
第2位	家族や親せき、友人・知人 (30.0%)	インターネット (32.1%)	家族や親せき、友人・知人 (20.6%) サービス事業者の人や施設職員 (20.6%) 同じ障がいを持つ人 (20.6%)
第3位	行政機関の広報誌・チラシ (23.1%)	サービス事業者の人や施設職員 (25.0%) 同じ障がいを持つ人 (25.0%)	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース (17.6%) 行政機関の広報誌・チラシ (17.6%) インターネット (17.6%)

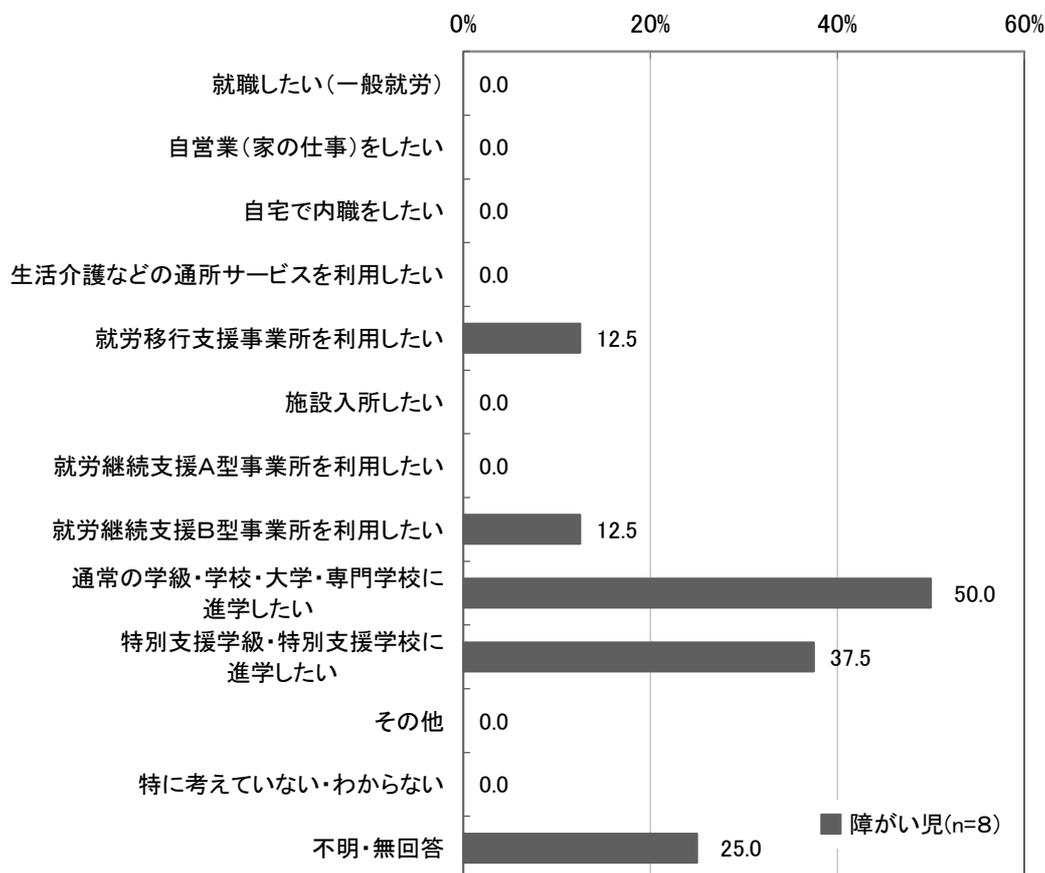
## ②外出時に困ること

身体障がい、知的障がいで「一人では外出できない」が33.8%、32.1%、精神障がいで「公共交通機関が少ない」「一人では外出できない」が26.5%と、それぞれ最も高くなっています。いずれの障がいも「一人では外出できない」が最も高く、移動への支援が必要です。

	身体障がい(n=130)	知的障がい(n=28)	精神障がい(n=34)
第1位	一人では外出できない (33.8%)	一人では外出できない (32.1%)	公共交通機関が少ない (26.5%) 一人では外出できない (26.5%)
第2位	道路や駅に階段や段差、障害物が多い (20.8%)	公共交通機関が少ない (25.0%)	困ったときにどうすればいいのか心配 (23.5%)
第3位	困ることはない (20.0%)	困ったときにどうすればいいのか心配 (21.4%)	歩道がない道路に危険を感じる (17.6%) 周囲の目が気になる (17.6%) 困ることはない (17.6%)

## ③現在の学校の卒業後に望むこと

障がい児（18歳未満）で「通常の学級・学校・大学・専門学校に進学したい」が50.0%と最も高く、次いで、「特別支援学級・特別支援学校に進学したい」が37.5%となっています。進学を希望する回答者が多い結果となっています。



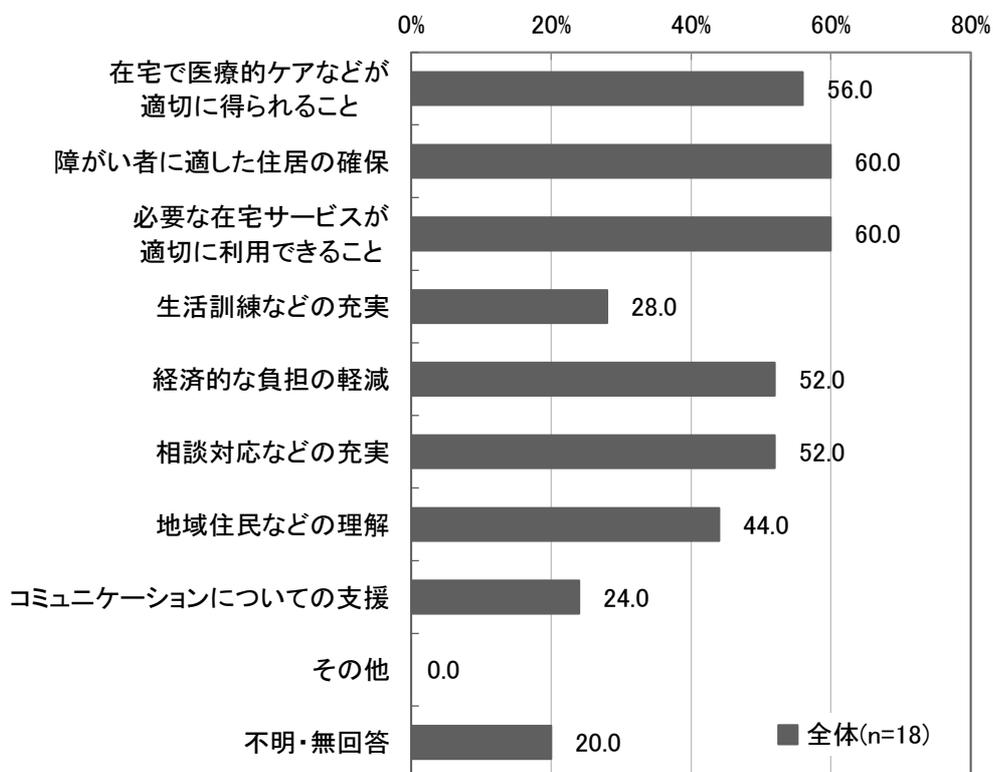
#### ④必要な就労支援

身体障がい、知的障がい「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が50.0%、71.4%、精神障がい「短時間勤務や勤務日数などの配慮」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が52.2%と、それぞれ最も高くなっています。就労するにあたって周りの人の理解を求める回答者が多い結果となっています。

	身体障がい(n=34)	知的障がい(n=21)	精神障がい(n=23)
第1位	職場の上司や同僚に障がいの理解があること (50.0%)	職場の上司や同僚に障がいの理解があること (71.4%)	短時間勤務や勤務日数などの配慮 (52.2%) 職場の上司や同僚に障がいの理解があること (52.2%)
第2位	調子の悪いときに休みやすい職場にしてほしい (32.4%)	通勤手段の確保 (47.6%)	通勤手段の確保 (47.8%)
第3位	通勤手段の確保 (29.4%)	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 (38.1%)	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 (39.1%)

#### ⑤地域社会で生活するための支援

福祉施設で暮らしている方及び病院に入院している方で「障がい者に適した住居の確保」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が60.0%と最も高く、次いで、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が56.0%となっています。



## ⑥災害時に困ること

身体障がい、精神障がいで「投薬や治療が受けられない」が48.5%、58.8%、知的障がいで「周囲とコミュニケーションがとれない」が42.9%と、それぞれ最も高くなっています。

	身体障がい(n=34)	知的障がい(n=21)	精神障がい(n=23)
第1位	投薬や治療が受けられない (48.5%)	周囲とコミュニケーション がとれない (42.9%)	投薬や治療が受けられない (58.8%)
第2位	避難場所の設備（トイレな ど）や生活環境が不安 (44.6%)	避難場所の設備（トイレな ど）や生活環境が不安 (35.7%) 集団での生活が困難(パニッ クに陥るなど) (35.7%)	安全なところまで、迅速に避 難することができない (35.3%) 避難場所の設備（トイレな ど）や生活環境が不安 (35.3%)
第3位	安全なところまで、迅速に避 難することができない (43.8%)	安全なところまで、迅速に避 難することができない (28.6%)	集団での生活が困難(パニッ クに陥るなど) (32.4%)

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画の上位計画である坂祝町第7次総合計画において、「新しい風を力に魅力にあふれ住み心地のよいまちさかほぎ」を将来像として設定しています。保健・医療・福祉分野では「障がいの有無にかかわらず共生できる社会が実現できるよう、住民の障がいへの理解を促進するとともに、障がいがあっても安心して暮らせるサービスや支援の充実を図る」ことを今後の方向性として定めています。

また、障がい者福祉の推進にあたっては、障害者基本法に位置付けられている『すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現』といった目標を踏まえることが重要です。

以上の背景を基に、本計画の基本理念を「互いに尊重し合いながら自分らしく暮らせるまち さかほぎ」と設定し、障がい者が安心して暮らせる社会の実現を目指します。

### 基本理念

互いに尊重し合いながら  
自分らしく暮らせるまち さかほぎ

## 2 施策体系図

基本目標	主要施策
1 地域で暮らしていくために	1-1 障害福祉サービスの充実
	1-2 地域生活支援事業の充実
	1-3 相談支援と権利擁護の推進
	1-4 災害時支援体制の確立
2 生活しやすいまちづくり	2-1 住宅環境の整備
	2-2 外出支援の充実
	2-3 人にやさしいまちづくりの整備
3 子どもの可能性を伸ばすために	3-1 発達が気になる子どもへの支援
	3-2 早期療育の推進
	3-3 障がい児保育の充実
	3-4 特別な支援が必要な子どものために
4 いきいきと活動するために	4-1 就労の支援
	4-2 スポーツ・レクリエーションの促進
	4-3 文化活動の促進
5 障がい特性に合わせた健康づくり	5-1 保健施策の充実
	5-2 医療と保健・福祉との連携促進

## 第4章 障がい者計画

### 基本目標1 地域で暮らしていくために

#### 主要施策1-1 障害福祉サービスの充実

〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
1	訪問系サービスの確保	居宅介護等の訪問系サービスにより、障がい者の自宅での生活を支援します。更に、サービス利用の経過を見守り、必要なニーズに応えられるサービス提供量の確保に努めます。
2	日中活動系サービス利用の促進	生活介護、就労継続支援等のサービスにより、日中活動の場の確保に努め、障がい者の自立や生きがいを促進します。
3	利用者の特性に応じたサービス等利用計画の作成	支給決定を受けた障がい者が、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、ニーズや特性に応じたサービス利用計画を作成します。また、モニタリングによるサービス利用計画の見直しを行い、生活環境や心身の状態の変化に対応できるよう支援します。
4	居住系サービスの利用支援【新規】	中濃圏域等と広域的に連携し、共同生活援助（グループホーム）等の居住系サービスにより、障がい者の日常生活上の支援を行います。
5	障害児通所支援の利用支援【新規】	放課後等デイサービス等、需要が高まっているニーズに応えられるよう、障がいのある児童が受けられるサービス提供量の確保に努めます。また、中濃圏域で児童発達支援センターの設置を検討します。
6	サービス事業所への支援【新規】	サービス提供体制の確保に向け、事業所への情報提供や支援に努めるとともに、必要に応じて不足するサービス等への事業所の参画を促します。また、人材確保に向けた支援を検討します。

## 主要施策 1 - 2 地域生活支援事業の充実

### 〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
7	意思疎通支援事業	聴覚、音声・言語機能に障がいがある人が、公的機関や医療機関を利用する際に、手話通訳者又は手話奉仕員を派遣し、意思伝達の手段を確保することにより、コミュニケーションの円滑化を図り、自立と社会参加の促進を図ります。
8	日常生活用具給付等事業	障がい者に対して、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具の購入及び住宅改修に要した費用の一部を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。また、自立支援給付における補装具等の交付や修理に要した費用の一部を助成する事業について周知と利用促進を図ります。
9	移動支援事業	介護給付による行動援護、同行援護及び地域生活支援事業による移動支援を実施し、障がい者の外出を支援します。
10	障害者デイサービス事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障がい者の地域生活を促進します。
11	日中一時支援事業	日中に一時的見守りが必要な障がい者・児に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う日中一時支援事業の適切なサービス提供を推進します。
12	宿泊型生活訓練事業	宿泊を伴う日常生活上必要な訓練や指導等、本人活動支援などを行うことで生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的として、宿泊生活施設において、必要な支援を行います。
13	社会参加促進事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障がい者の社会参加を促進します。
14	手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者が、自立した生活を営むために、日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。
15	訪問入浴事業	下肢または体幹機能障がい者・児に対して、福祉の向上と介護者の負担軽減を図ることを目的として、移動入浴車を派遣し入浴を実施します。

## 主要施策 1 - 3 相談支援と権利擁護の推進

### 〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
16	相談支援事業の充実	中濃圏域で協働して実施している相談支援事業の周知や障がい者からの相談対応の支援を行います。
17	障がい者相談員等の活動支援	障がい者が障害福祉サービスなどを利用しながら、日常生活または社会生活を営むことができるように、障がい者相談員等の活動を支援します。
18	基幹相談支援センターの充実	地域における障がい者の総合的・専門的な相談支援のさらなる充実を目的として、社会福祉法人等への委託を検討します。また、自立支援協議会を通じて圏域の事業所と連携し、相談者の課題解決に努めます。
19	成年後見制度等の周知及び利用促進	判断能力の不十分な人の権利を守るための成年後見制度の周知・啓発を図り、障がい者の権利擁護を推進します。また、判断能力が十分でない障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、坂祝町社会福祉協議会が日常生活自立支援事業による支援を行います。
20	相談支援における重層的支援体制との連携【新規】	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心に関係機関と連携し、複雑化・複合化した課題を抱える住民に対して、一体的かつ重層的に支援を行う体制整備を進めます。
21	情報のバリアフリー化の推進【新規】	障がい者の特性やニーズに対応した情報提供を整備するとともに、情報へのアクセシビリティ向上のため、組織内に啓発します。
22	強度行動障害者への支援【新規】	中濃圏域で協議を行う等、強度行動障害者が各種福祉サービスを利用できる支援体制を整備します。

## 主要施策 1 - 4 災害時支援体制の確立

### 〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
23	避難行動要支援者対策の推進	「坂祝町地域防災計画」に基づいて、避難行動要支援者台帳の整備や、避難行動要支援者への声掛けや見守りを行います。
24	災害情報等の適切な情報提供の確保	災害時において、J-ALERTや同報系防災行政無線を使って、直ちに情報を伝達できるよう初動体制を強化します。同報系防災行政無線に関しては、希望世帯に対して個別受信機の貸与を行います。また、ホームページやメール、SNS等を利用した情報提供体制を整備し、住民の情報入手に対する利便性の向上と充実を図ります。
25	緊急通報体制・情報提供の推進	視覚障がい者や音声・言語機能障がい者の消防署への緊急通報手段として、Net 119を周知し、利用の促進を図ります。また、緊急時の連絡手段として、緊急通報装置の貸与事業を実施します。
26	福祉避難所の整備	避難行動要支援者が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の環境を整備します。
27	防犯に関する情報提供【新規】	関係機関と連携し、消費生活相談や消費者被害の防止につなげます。
28	要電源障がい児者災害時非常用電源装置等購入費助成	要電源障がい児者が、災害等による停電時において日常生活を継続することができるよう、非常用電源装置等の購入費を助成します。

## 基本目標 2 生活しやすいまちづくり

### 主要施策 2-1 住宅環境の整備

〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
29	住宅環境の整備	障がい者が安心して快適な生活環境を確保するため、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を助成します。
30	地域生活支援拠点等の整備	中濃圏域において整備している地域生活支援拠点等の充実を図ります。また、地域の事業所が申請することによる、地域生活支援拠点等の整備を推進します。

### 主要施策 2-2 外出支援の充実

〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
31	移動手段に係る負担軽減	福祉タクシー助成事業や重度心身障がい者等自動車用燃料助成事業により、障がい者の移動手段に係る負担軽減を推進します。
32	効率的なデマンド交通の実施	コミュニティバス（ほぎもんバス）やデマンドタクシー事業を実施し、障がい者の外出支援を行います。
33	おもいやり駐車場の周知	障がい者用駐車場の不正利用の防止や外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方々が気兼ねなく障がい者用駐車場を利用できるようにするため、岐阜県で実施している「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」について周知・啓発を行います。

---

---

## 主要施策 2-3 人にやさしいまちづくりの整備

---

---

### 〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
34	人にやさしい建築物・道路の整備	住民の生活基盤となる生活道路の整備や憩いの場、集いの場でもある公園の維持管理に努めるとともに、町道の歩道部分のバリアフリー化を推進します。
35	障害者週間等を活用した啓発	障害者週間を活用して、「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」の周知・啓発を行うほか、岐阜県が作成している「ヘルプマーク」の配布を行います。
36	地域交流の促進と居場所づくり	地域の交流拠点である総合福祉会館「サンライフさかほぎ」での活動を周知し、住民の地域参加を促進します。

## 基本目標 3 子どもの可能性を伸ばすために

### 主要施策 3-1 発達が気になる子どもへの支援

〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
37	親子療育通園事業（つくんこ教室）の実施	障がいの有無に関わらず、困り感のある子どもに対して、個別の支援計画をもとに一人ひとりに応じた療育を行うとともに、健診の参加や園・学校訪問を実施し、関係機関と連携を図り、相談や支援を行います。また、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）等の専門家からの助言を得て支援につなげます。
38	地域療育支援事業の実施	園と連携を図り、特別な支援を必要とする子どもに適切な支援や相談対応を行います。
39	発達障がいへの理解	発達障がいの特性を周知し、発達障がいを持つ子どもとそうでない子どもが互いに理解できるよう啓発します。
40	保護者等への支援【新規】	保護者からの様々な相談に応じます。また、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを実施します。

### 主要施策 3-2 早期療育の推進

〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
41	早期対応の整備	関係機関と連携し、障がいや発達の遅れを早期に発見し、適切な療育につなげるよう体制を整備します。
42	総合的な療育体制の整備	「坂祝町発達支援地域療育システム」の充実により、地域の関係機関が連携し、総合的な障がい児の療育支援を行います。「つくんこ教室」による療育の充実により、保護者への支援とともに、個々の発達を促し、保育所や幼稚園、学校などの集団生活へつなぐため、園訪問による集団の中での支援や相談を行う等、関係機関と連携します。

### 主要施策 3-3 障がい児保育の充実

#### 〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
43	障がい児保育事業の実施	希望する保育が受けられるように、集団生活において支援が必要と認められる子どもに対して、支援員の加配を行います。
44	子育て支援の推進	地域子育て支援センターやつくんこ教室、保健センター、保育所等が連携を図りながら、保護者等からの子育てに関する相談に応じられるよう努めます。

### 主要施策 3-4 特別な支援が必要な子どものために

#### 〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
45	特別な支援が必要な子どもへの対応	支援が必要な子どもに対して、幼少期から小学校・中学校までの一体的な支援体制を構築し、関係機関との連携のもと、子どもの成長を考えた教育支援やケース検討などを行います。発達に遅れがある子どもや集団活動で何らかの支援を必要としている子どもを親子療育通園事業において支援する他、保育所・幼稚園等を定期訪問し、特別な支援が必要となる子どもの早期対応に努めます。
46	特別支援教育を行うための体制の整備	特別支援教育の必要な児童・生徒について、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うための体制づくりを推進します。教員の研修の実施、「個別の教育支援計画」の策定、「個別の指導計画」の作成を行い、関係機関との連携を図ります。
47	特別支援学級での教育の充実	特別支援学級に在籍する障がいのある児童・生徒が、職業的自立や生活の自立を図れるよう、教育内容を充実させます。
48	小・中学校のバリアフリー推進	安心した学校生活を支援するため、必要に応じて順次施設の改修を行います。
49	医療的ケア児等の支援体制の構築	医療的ケア児への支援のため、関係機関と連携し、支援体制を構築します。

## 基本目標 4 いきいきと活動するために

### 主要施策 4-1 就労の支援

〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
50	就労移行支援・就労継続支援の確保と利用の促進	障がい者の社会参加と自立促進のために、就業支援センターや就労移行支援事業所・就労継続支援事業所等と連携して、就業場所の確保に努めます。
51	障がい者雇用についての啓発	公共職業安定所等と協力し、障がい者の雇用促進に関する広報・啓発活動を行うとともに、一般就労の場が確保されるよう、理解と協力を働きかけます。
52	合理的配慮提供義務の啓発	障害者雇用促進法、障害者差別解消法等に盛り込まれている障がい者への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について啓発します。
53	坂祝町チャレンジ就労体験事業との連携	長期のひきこもりなどにより、生活環境や家庭環境に課題を抱え、就労意欲が低下している人に対して、坂祝町社会福祉協議会が実施している「坂祝町チャレンジ就労体験事業」について、社会福祉協議会と情報共有を図り、支援を行います。
54	優先調達への推進	障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品の調達について、優先的に発注を行い、施設等の仕事を確保することにより、障がい者の就労を支援します。

---

---

## 主要施策 4-2 スポーツ・レクリエーションの促進

---

---

### 〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
55	障がい者スポーツの普及	障がい者の健康の維持・増進、仲間づくり、余暇の充実などを目的として、身体障害者福祉協会等と連携して、障がい者スポーツの普及に努めます。
56	スポーツ大会等への参加促進	障がい者に、身体障害者協会等が実施しているスポーツ大会やレクリエーションへの参加を促すとともに、住民に対して協力の要請を行います。

---

---

## 主要施策 4-3 文化活動の促進

---

---

### 〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
57	文化・芸術活動の活性化	「マイセルフ講座」や公民館講座、高齢者の交流にかかわる講座の開催や自主的な学習活動グループへの支援を行い、多種多様な学習機会を提供します。また、中央公民館での文化活動・サークル活動等のステージ発表や展示の機会として公民館まつりを開催します。
58	生涯学習活動への支援【新規】	障がい者が生涯学習などに参加する機会を拡大し、自己実現や地域住民との交流を促進します。また、読書バリアフリー法に基づき、点字図書の蔵書の充実等、障がい者の利用促進を図ります。

## 基本目標 5 障がいの特性に合わせた健康づくり

### 主要施策 5-1 保健施策の充実

〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
59	健康づくりの疾病の予防	住民の集まる場に出向くことやホームページ等で健康情報を提供し、住民の健康づくりの意識向上を図ります。また、健康教室の開催や健康相談の実施を通じ、健康づくりに取り組める機会を提供します。
60	心の健康づくり	「こころの健康相談」を実施し、日常的なストレスなどを気軽に相談できる場を提供します。また、広報やチラシの配布、教育・福祉・介護等関係施設での啓発及び各種相談窓口の設置により、心の健康づくりに努めます。

### 主要施策 5-2 医療と保健・福祉との連携促進

〔具体的施策〕

No.	具体的施策	内容
61	精神障がい者の地域への移行促進	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、相談支援事業者、保健所等と重層的な連携による支援体制の構築をめざし、精神障がい者の地域移行を促進します。
62	医療費助成の推進	自立支援医療制度により、障がい者が医療を受けた場合、自己負担額の一部を所得状況に応じて助成します。また、重度心身障がい者医療費助成制度により、経済的負担を軽減します。

## 第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

### 1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の基本的な考え方

国の示す基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、数値目標を設定し、それらの達成を目指し、施策を推進します。

#### ■国の示す成果目標

番号	項目	内容
1	地域生活移行者数	・令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
	施設入所者数	・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上</li> <li>・精神病床における65歳以上の1年以上の入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数を目標値として設定</li> <li>・精神病床における早期退院率： <ul style="list-style-type: none"> <li>3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上</li> </ul> </li> </ul>
3	地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末までの間、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討</li> <li>・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において新規ニーズを把握し、支援体制の整備を進める</li> </ul>
4	一般就労移行者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上</li> <li>・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所全体の5割以上</li> </ul>
	就労移行支援における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.31倍以上
	就労継続支援A型における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.29倍以上
	就労継続支援B型における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上
	就労定着支援事業の利用者数	・令和3年度実績の1.41倍以上
	就労定着支援事業の就労定着率	・就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上

番号	項目	内容
5	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置</li> <li>・令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築</li> </ul>
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保</li> </ul>
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保</li> </ul>
	医療的ケア児支援のための協議の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置</li> </ul>
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置</li> </ul>
6	相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保</li> <li>・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等</li> </ul>
7	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築</li> </ul>

## 2 成果目標の設定

障がい者の地域生活への移行や就労支援、療育支援等の充実のため、本計画における成果目標を、国の基本指針に基づくとともに、本町の実情を踏まえて設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値
施設入所者数	10人
令和8年度末の施設入所者数	9人
【目標値】削減見込み	1人(10.0%)
【目標値】地域生活移行者数	1人

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回
保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	2人
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	2人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	3人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	1人

### (3) 地域生活支援の充実

項目	数値
地域生活支援拠点の整備	1箇所
コーディネーターの配置人数	1人
支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を年1回以上実施	1回
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	有

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値
就労移行支援事業等による一般就労への移行者数	3人
就労移行支援事業による一般就労への移行者数	1人
就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数	1人
就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数	1人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	10.0%
就労定着支援事業利用者数	1人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数の割合	10.0%

#### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	数値
児童発達支援センターの設置	1箇所
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	設置済（圏域）
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	設置済（圏域）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済（圏域）
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

#### (6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	数値
基幹相談支援センターの設置	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1件
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1件
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1件
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	11回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	5回
協議会の専門部会の設置数	0
協議会の専門部会の実施回数	0回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

項目	数値
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	1人
障害者自立支援審査支払システム等の審査結果を事業所や関係自治体等との共有	有

(8) 発達障害者等に対する支援

項目	数値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	1人
ペアレントメンターの人数	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人

### 3 障害福祉サービスの見込量及び確保方策

#### (1) 訪問系サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	9	10	11
	時間/月	51	56	62
重度訪問介護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
同行援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
行動援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

#### 【サービス見込量確保のための方策】

居宅介護に関しては、利用者数、時間数ともに増加を見込んでおり、サービス事業所と連携を図り、サービス提供体制の受け皿の拡大を図ります。

重度訪問介護は現行の重度の肢体不自由に加え、重度の知的障がい者や精神障がい者も含まれるため、情報周知とサービスを必要とする人の把握に努めます。その他についても利用者の意向に応じたサービス確保に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	19	19	20
	人日/月	365	386	406
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	22	22	22
宿泊型自立訓練	人/月	2	2	2
	人日/月	62	62	62
就労選択支援	人/月	-	0	0
	人日/月	-	0	0
就労移行支援	人/月	1	1	1
	人日/月	23	23	23
就労継続支援(A型)	人/月	17	18	19
	人日/月	337	357	376
就労継続支援(B型)	人/月	11	12	14
	人日/月	132	144	168
就労定着支援	人/月	0	0	0
療養介護	人/月	0	0	0
短期入所 (ショートステイ)	人/月	9	14	22
	人日/月	36	56	88

### 【サービス見込量確保のための方策】

就労系サービスは、就労継続支援（A型、B型）で利用が増加しています。ニーズに合った見込み量の確保のため、近隣のサービス提供事業者と連携を図り、就労継続支援が利用できるよう支援します。また、生活介護においても、今後、圏域の市町村との連携を図りながら、利用者にとって身近な地域で日中活動の場を確保できるよう、サービス提供体制の構築を図ります。

### (3) 居住系サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	9	9	9
施設入所支援	人/月	9	9	9

#### 【サービス見込量確保のための方策】

障がい者の地域生活への移行を促進するため、障がい者の施設及び地域との調整を行い、居住支援の確保に努めます。施設入所が必要な方には、適切な施設利用を支援します。

### (4) 計画相談支援

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	9	10	11
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

#### 【サービス見込量確保のための方策】

障がい福祉サービスを申請した際は、サービス等利用計画を作成し、利用者のニーズを的確に把握し、利用者が望む生活を送ることができるよう、より一層の体制の整備に努めます。地域移行支援及び地域定着支援については、ニーズが生じた際に、対象となる人が地域生活に移行できるように支援します。また、障がい種別に関わらず対応できる幅広い知識を備えた相談支援員を育成するため、県や関係機関等で実施する研修会などへ積極的な参加促進を図ります。

## (5) 障害児通所支援

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	6	8	10
	人日/月	35	46	58
放課後等デイサービス	人/月	15	17	19
	人日/月	156	177	198
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	6	8	10

### 【サービス見込量確保のための方策】

放課後等デイサービスの利用者は増加していくと予測されるため、適切なサービスが利用できるように、教育機関等と広域的な連携を図り、支援を必要とする子どもに対しサービスが提供できるように努めます。

## 4 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

#### 【サービス見込み量確保のための方策】

障がい者に対する理解の促進のため、広報、ホームページなどにより周知を行ってまいります。

### (2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

#### 【サービス見込み量確保のための方策】

障がい者やその家族の交流、情報提供の場やボランティア等の支援をしてまいります。

### (3) 相談支援事業

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	7	7	7
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター等	箇所	1	1	1

#### 【サービス見込量確保のための方策】

障がい者やその保護者、介助者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関との連携した権利擁護等の支援を行います。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用見込者数	人	0	0	0

#### 【サービス見込み量確保のための方策】

成年後見制度の周知を行います。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

### 【サービス見込み量確保のための方策】

事業の該当となる法人の情報収集・提供に努めます。

## (6) コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	人	12	14	17

### 【サービス見込み量確保のための方策】

制度の周知とともに、派遣要請には速やかに対応していきます。

## (7) 日常生活用具給付事業

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1
排せつ管理支援用具	件	60	64	68
住宅改修費	件	1	1	1

### 【サービス見込み量確保のための方策】

サービスを必要とする人に対して事業の周知を図り、利用の支援に努めます。また、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように実施します。

### 【サービス見込み量確保のための方策】

他の市町村と連携し、共同で手話奉仕員養成講座を開催します。

### (9) 移動支援事業

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	人／年	1	1	1
	時間／年	23	23	23

#### 【サービス見込量確保のための方策】

移動支援事業の利用希望者に事業者や支援方法などの情報を提供していきます。

### (10) 地域活動支援センター事業

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	箇所	3	3	3

#### 【サービス見込量確保のための方策】

事業のより一層の充実を図るため中濃圏域市町村で検討していきます。

### (11) 訪問入浴サービス事業

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	人／月	0	0	0
	日／月	0	0	0

#### 【サービス見込量確保のための方策】

入浴困難者に対し、サービス事業内容の周知を行います。また事業所と連携し、サービス実施の確保に努めます。

### (12) 日中一時支援事業

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人／月	1	1	1
	回数／年	92	92	92

#### 【サービス見込量確保のための方策】

児童発達支援や放課後等デイサービスとの利用を調整しながら、障がい者・児の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

### (13) 宿泊型生活訓練事業

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
宿泊型生活訓練事業	人／月	1	1	1
	日／月	10	10	10

#### 【サービス見込量確保のための方策】

障がい者が日常生活上必要な訓練や、指導を受けることで生活の質的向上を目指し、地域生活への自立を促します。短期入所や宿泊型自立訓練との利用を調整しながら、適正に実施していきます。

### (14) 障害者デイサービス事業

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者デイサービス事業	人／月	4	4	4
	時間／年	5,977	5,977	5,977

#### 【サービス見込量確保のための方策】

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を行うことによって、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。就労継続支援や生活介護との利用を調整しながら、適正に実施していきます。

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の進捗体制

#### (1) 計画の推進体制

本計画の推進において、効果的な計画の推進を図るため、教育、保健・医療、雇用等の分野との連携を強化します。

また、障害福祉サービスの提供・確保、就労支援等にあたっては、県及び周辺市町村を含めた広域的な調整と取り組みが不可欠であるため、圏域の自立支援協議会等を活用して連携を図りながら、計画を推進していきます。

#### (2) 計画の周知・情報提供

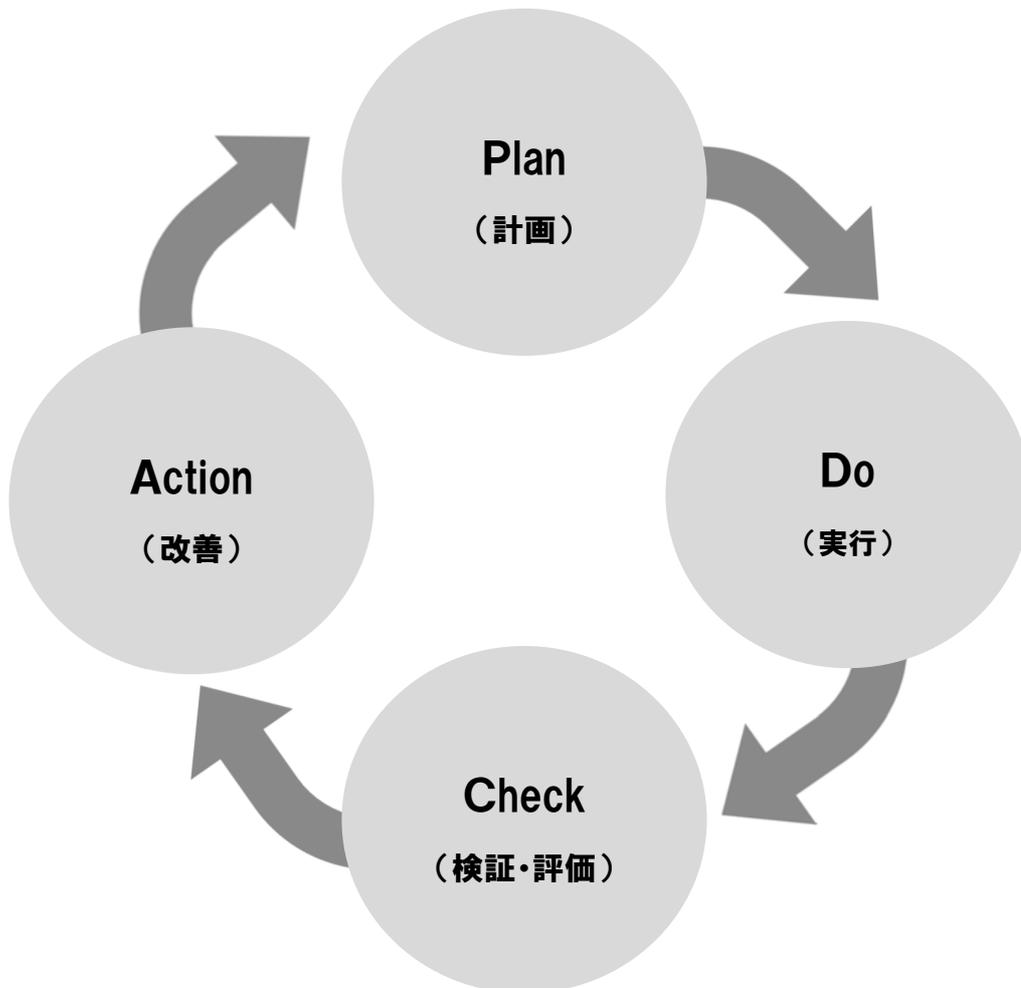
本計画の推進にあたり、障がい者に対して計画の周知や情報提供に努めるとともに、障がい者の地域移行を促進するため、理解の促進に向けた啓発活動に取り組みます。

#### (3) 住民と行政の協働による推進

障がい者を取り巻く課題は、当事者の努力や行政の支援だけでは解決できません。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の住民やボランティア等による様々な支援が必要です。そのため、計画の推進に当たっては、住民の協力が得られるように働きかけ、当事者団体、地域の関連組織等の連携を強化し、住民と行政の協働による施策の展開をめざします。

## 2 計画の進捗管理

障害者総合支援法では、計画推進にあたってP D C Aサイクルのプロセスを明示し、定期的に計画の調査や評価を行うこととされています。そのため、本計画において定期的に確認を行い、評価したうえで改善を実施します。



# 資料編

## 1 用語説明

あ行	
医療的ケア	家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。
か行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村または当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。
強度行動障害	直接的な他害（かみつぎ、頭突き等）、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な状態。
合理的配慮	障がいのある人が他の者と平等な人権や自由を享有するために必要かつ適当な、「均衡を失した負担又は過度の負担」を課さない程度における配慮のこと。
さ行	
J-ALERT	消防庁が整備した全国瞬時警報システムの通称。武力攻撃事態など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、国からの緊急情報を、通信衛星や地上回線を用いて受信し、防災行政無線を使って住民に瞬時に伝達することができるシステム。
児童発達支援センター	障がいのある子どもを日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。
児童福祉法	昭和 22 年、全ての児童の健全育成と福祉を図るために制定された法律。18 歳未満の児童を対象とした福祉に関する制度や福祉の施設、事業等について定めており、障がいのある子どもに対する「障害児通所支援」や「障害児入所支援」等について規定している。
重症心身障害	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した状態。
手話通訳者	身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務などについて理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現及び基本技術を修得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本原則を定め、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

障害者虐待防止法	障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がいのある人の保護などを図るための法律。平成 23 年 6 月に成立、平成 24 年 10 月に施行。法律では、障がいのある人の虐待の防止にかかる国や自治体の責務が定められており、市町村には障がい者虐待の通報窓口や相談などを行う市町村障害者虐待防止センターの機能が求められている。
障害者差別解消法	障がいのある人に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規程し、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。平成 25 年 6 月に成立、平成 28 年 4 月に施行。
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	障がいのある人による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律。
障害者雇用促進法	均等な雇用機会及び待遇の確保や障がいのある人がその能力を發揮することができるようにするための措置等を通じて、自立、職業の安定を図ることを目的とした法律。
障害者総合支援法	「障害者自立支援法」に代わり、平成 24 年 6 月に成立。障がいのある人が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい生活を送ることができるよう、総合的に支援し、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことできる地域社会の実現を目的としている。難病患者が障がいのある人の範囲に加えられ、対象が 332 疾病に拡大し、障がい福祉サービスの対象となっている。
障害児通所支援	「児童福祉法」に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を指す。
身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に基づき、身体に障がいがある人に交付される手帳。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障がいのある人に交付される手帳。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人々を保護する制度。財産の管理や、介護サービスの利用時の契約の代行等を行う。
た行	
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している人に対し、住居の確保等の地域における生活に移行するための相談やその他の便宜を供与する。
地域生活支援拠点等	障がいのある人の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備する、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。

地域包括ケアシステム	住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを日常生活の場で適切に提供できる体制。
同報系防災行政無線	屋外拡声器や戸別受信機を介して、市役所・町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム。
読書バリアフリー法	視覚障がいや発達障がい、肢体不自由等の障がいにより本が読みづらい人の読書環境の整備を推進することを目的とした法律。
特別支援学級	障がいの程度が比較的軽い児童・生徒を対象として小中学校に障がいの種別ごと（知的障がいや情緒障がい等）に置かれる少人数の学級。
特別支援学校	障がいの程度が比較的重い児童・生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。
な行	
難病	（１）原因不明、治療方針が未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、（２）経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の多い疾病と定義される。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
は行	
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義される。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
福祉避難所	高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児など、一般的な避難所での共同生活が難しい人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所。

ペアレントトレーニング	保護者や養育者を対象に子どもへの肯定的な働きかけを学び、関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチ。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。
保育所等訪問支援	保育園等に通う障害のある子どもに対して、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がいのある子どもについて、授業の終了後または休業日に事業所に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。
ら行	
療育手帳	知的障がいのある人に交付される手帳のこと。児童相談所や知的障がい者更生相談所において知的障がいと認定された場合に交付される。

---

---

第2期坂祝町障がい者総合支援プラン  
令和6年3月発行

発行 坂祝町  
編集 坂祝町 福祉課

〒505-8501 岐阜県加茂郡坂祝町取組 46-18  
TEL 0574-66-2406 (直通)  
FAX 0574-27-1808

---

---